



事業所のみなさまへ

事業所ごみは家庭ごみステーションには出せません!!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、営利・非営利もしくは、個人・企業を問わず、事業者は自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

市町村では「事業ごみ」と判断されるものは回収しておりません。

事業系一般廃棄物とは...

事務所、店舗、飲食店、工場、病院、学校、官公署、福祉施設などの事業活動から発生する法律で定められている産業廃棄物を除くごみをいいます。

例：店舗併用住宅の場合



店舗部分から出たごみは事業系ごみ

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と**産業廃棄物**に分類されます

事業系一般廃棄物であれば、
一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、
自ら一般廃棄物処理施設に搬入してください。

産業廃棄物であれば、
産業廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、
自ら**産業廃棄物処理施設**に搬入してください。



《事業所から排出される書類についてのお願い》

綴り紐・ファイルなどに綴ったままの搬入はお断りしております。透明ごみ袋(指定袋以外)に、書類をバラバラに分解していただき、ファイル・金具など種類ごとに袋分けしていただくとおもしろくなります。

書類を処分する際は、名瀬クリーンセンターへお問い合わせください。
名瀬クリーンセンター(☎53-2969)

産業廃棄物について

産業廃棄物は、名瀬クリーンセンターでは受け入れできません。
産業廃棄物収集運搬許可業者・処分業者に依頼してください。

名瀬クリーンセンターに持ち込める廃棄物は、下図の黒線、黒文字のみとなります。

ただし、名瀬クリーンセンターで処理できないものや多量で処理に支障をきたすものは、計画的に搬入をお願いすることもありますので、搬入前にお問い合わせください。

